

診断書・証明書の手続きについて

総合受付にて文書の申し込みの手続きを行ってください。
文書の作成には2週間程度の日数をいただいております。

文書料

診察料（初診料・再診料・往診料・出張料）検査料は含みません。
※書類が特殊な場合は記入量によって金額の変動がございます。

	1枚につき
1. 健康診断書・一般診断書・証明書（簡易なもの）	2,200円
2. 警察用診断書・証明書（簡易なもの）	3,300円
3. 裁判所用診断書・弁護士会用診断書	5,500円
4. 生命保険用診断書・証明書 （死亡診断書・障害診断書・疾病診断書・口答説明のみの場合も含む）	5,500円
5. 年金関係診断書	5,500円
6. 身体障害者用診断書	5,500円
7. 自動車損害賠償責任保険診断書	5,500円
同上 明細書	3,300円
リサーチ等口答による説明	5,500円

	1枚につき
8. 死亡診断書（死体検案書）市町村提出用	5,500円
9. 出生証明書・死産証明書市町村提出用	3,300円
10. 変死体（検視）検案書 診察料・出張料	5,500円 22,000円
11. 通院医療費公費負担制度用診断書	3,300円
12. 精神障害者保健福祉手帳用診断書	5,500円
13. 「重度かつ継続」に関する意見書	2,200円
14. 書類コピー代	モノクロ 1枚 10円 カラー 1枚 50円
15. 情報提供書・意見書（保険適用）	750円
16. 医療費証明書（確定申告書）	550円

診療情報提供を希望される方へ

診療情報の提供は、患者さんが病気と診療の内容を十分に理解し、医療従事者と相互に信頼関係を保ちながら、共同して病気を克服することを目的としています。
。この診療情報提供に関しては原則として日本医師会が定めた「診療情報の提供に関する指針」に則っております。しかし、精神科ではとくに個人のプライバシーに関する情報や第三者からの情報も多く、その運用において厳しい配慮が要求されますので、以下のような条件のもとで診療情報の提供をさせていただくことになります。どうぞ、ご理解下さい。

記

- 1.診療情報の提供を申し出ることのできる方（以下「申し出者」）は原則として、以下の方です。
 - （1）患者さん本人
 - （5）患者さん本人から代理権を与えられた親族
 - （3）法定代理人、任意後見人
 - （4）患者さんが成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者さんの世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者なお、患者さんが転医するときや、後日において転医先の医師から提供の要請があった場合には、患者さんに同意を得た上で診療情報を提供いたします。
- 2.診療情報の提供の方法
口頭による説明、説明文書や要約書の交付、診療記録等の開示（閲覧、謄写）等、具体的状況に即した適切な方法で行います。
- 3.次のような場合には、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部をお断りさせていただきます。
 - （1）診療情報の提供が、患者さん本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
 - （2）対象となる診療情報が、第三者の利益を害する恐れがあるとき
 - （3）医療従事者の主観的評価・感想・思考過程などの評価観察情報が、患者さんとの信頼関係を著しく損なう恐れがあるとき
 - （4）上記（1）（2）（3）のほか、診療情報の提供が不適当とする事由があるとき
- 4.遺族に対する診療情報の提供
ご遺族の申し出に対して死亡に至るまでの診療経過、死亡原因などについての診療情報を提供いたします。
なお、診療記録等の開示を求めることができるのは法定相続人に限定します。何れの場合にも、上記3.および故人の尊厳に十分配慮した提供をいたします。
- 5.診療情報の提供の請求手続きは必ず書面で行ってください。
当院が定めた書式により、請求して下さい。診療情報提供のために要する費用はすべて請求者の負担となります。
提供の可否はできるだけ速やかに決定し、日時、場所、方法などは追ってお知らせいたします。
- 6.当院はできる限りの診療情報の提供に努めています。ご不明の点は何でも医師、その他の職員にお尋ねください。

お互いに情報を共有し、より良い信頼関係のもとで治療を進めていきたいと願っています。
なお、診療情報の提供についてご不満のある場合には、都道府県医師会内に苦情受付窓口および苦情処理機関が設置されておりますので、お申し出ください。